

## 合理的配慮の観点から症状ごとの就業配慮の整理

研究分担者 江口 尚 産業医科大学産業生態科学研究所産業精神保健学研究室・教授

**研究要旨** 本研究班では、①医療スタッフが仕事のことをイメージできるような簡便なツールが示されていること②「症状」（医療者文脈での理解の整理）ごとに、多様な「配慮例」（事業者文脈での解決策の提示）が示され医療職が、事業者が発行する勤務情報提供書などを参考に、簡便に配慮事項を検討することに資するツールが示されること③症状と配慮の関係性を明確にし、事業者に受け入れやすい意見書作成の研修会を実践することを目的としている。その中で、本分担研究では、入力フォーマットの作成、合理的配慮の要素、主治医調査を担当する。2年間の研究期間の初年度となる今年度は、入力フォーマットの作成、合理的配慮要素の検討、主治医調査を行うためには、主治医が意見書を記載する具体的な状況をイメージすることが必要となるため、そのための、意見書の作成に不慣れな主治医向けの事例の作成を行うことを目的とした。「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の「企業・医療機関連携マニュアル（事例編）」の中の、【難病】事例1を参考に、事例を作成した。事例の作成にあたっては、合理的配慮に関する情報を主治医が患者からどのように収集するかについて特に留意した。その上で、事例の流れが明確になるように「マンガ」の作成を行った。マンガの対象は、両立支援に必要な主治医意見書の作成に不慣れな臨床医とした。その内容について、研究班内で内容を確認して、修正を行った。次年度の本分担研究である入力フォーマットの作成、合理的配慮要素の検討、主治医調査に資する資料の準備ができた。

### A. 研究目的

医療機関における治療と仕事の両立支援（以下、両立支援）は、医療職が「仕事のことからわからない」、などの理由から低調な状況が続いている。一方、事業者の立場では、主治医の作成した意見書がわかりづらく対応に苦慮しているケースが散見されている（森, 2016）。主治医の意見書が「本人・主治医・事業者のコミュニケーションツール」であることから、効果的な意見書は事業者の視点も理解したうえで記載される必要がある。

産業医が事業者に提案し実施された就業上の配慮についての事例検討（428事例）では、事業者の義務である「安全配慮」、本人の申し出に基づく「合理的配慮」、事業者が配慮では解消されない就業能力低下を解決するための「要求業務量の変更」に分類された（立石, 2018）。すなわち、この概念整理で作成された意見書は、事業者にとって理解しやすい分類であることが期待できる（立石, 2019）。

上記のことから、主治医が「労働者の症状・意向を踏まえつつ事業者にとって意思決定に資する意見書」を作成するためには、以下の3つの条件が必要であり、本研究班では、それぞれについて必要な研究を遂行する。

①医療スタッフが仕事のことをイメージできるような簡便なツールが示されていること

②「症状」（医療者文脈での理解の整理）ごとに、多様な「配慮例」（事業者文脈での解決策の提示）が示され医療職が、事業者が発行する勤務情報提供書などを参考に、簡便に配慮事項を検討することに資するツールが示されること

③症状と配慮の関係性を明確にし、事業者に受け入れやすい意見書作成の研修会を実践すること

また、本研究班が期待する成果としては、①医療スタッフのほとんどは医療従事者以外の社会人経験を持たず仕事をイメージすることが困難であることから、多くの職種

のデジタルコンテンツが提供されることにより就労イメージ力が向上すること

②医療スタッフの言語である「症状」と企業の言語である「配慮」の乖離を繋ぐ意見書作成の際に参考となる資料の作成がなされることで事業者にとって意思決定しやすい意見書が作成されること

③意見書は医療機関で両立支援を実践するためのツールであることからすでに産業医科大学病院で実践されている手法を公開することにより、症状の聴取方法、主治医の関与の方法、産業医からの返書を多くもらうことのできる手法を提供することにより一般的な医療機関での両立支援レベルの向上に資すること

④産業医科大学病院で実践している両立支援に関するチーム医療による医師に負担の少ない意見書の記載方法を公開すること

⑤教育設計専門家が参画することにより一方的な講演方式のものにならず、アクティブラーニングの要素をふんだんに盛り込んだ効果的な教育・研修手法の確立すること

⑥すでにコミュニケーションを取り始めている各臨床系学会などと連携し、臨床医の目から見てわかりやすい研修会を実践すること

そのために、本分担研究では、入力フォーマットの作成、合理的配慮的要素、主治医調査を担当する。2年間の研究期間の初年度となる今年度は、入力フォーマットの作成、合理的配慮要素の検討、主治医調査を行うためには、主治医が意見書を記載する具体的な状況をイメージすることが必要となるため、そのための、意見書の作成に不慣れな主治医向けの事例の作成を行うことを目的とした。

## B. 研究方法

「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の「企業・医療機関連携マニュアル（事例編）」の中の、【難病】事例1を参考に、事例を作成した。

事例の作成にあたっては、合理的配慮に関する情報を主治医が患者からどのように収集するかについて特に留意した。

その上で、事例の流れが明確になるように「マンガ」の作成を行った。マンガの対象は、両立支援に必要な主治医意見書の作成

に不慣れな臨床医とした。その内容について、研究班内で内容を確認して、修正を行った。

（倫理面への配慮）

本研究は事例の作成及びツールの開発であり、事例の作成にあたっては公開された情報を用い、個人情報には取り扱わなかったため、倫理委員会への申請は行わなかった。

## C. 研究結果

### 1)事例の作成

「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の「企業・医療機関連携マニュアル（事例編）」の中の、【難病】事例1を参考に、事例を作成した。（資料①）

### 2)マンガの作成

・作成した事例をもとに、対象を、両立支援に必要な主治医意見書の作成に不慣れな臨床医とした。

・最終ページに、安全配慮義務の説明及び主治医意見書を作成する際の留意点を追記した。内容については、研究班内のメンバーから意見や参考情報をもらい修正をした。

（資料②）

## D. 考察

「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の「企業・医療機関連携マニュアル（事例編）」の中の、【難病】事例1を参考に、事例を作成した。その事例をもとに、対象を、両立支援に必要な主治医意見書の作成に不慣れな臨床医としたマンガを作成した。最終ページに、安全配慮義務の説明及び主治医意見書を作成する際の留意点を追記した。

次年度の本分担研究の目標は、入力フォーマットの作成、合理的配慮要素の検討、主治医調査を行うことである。入力フォーマットの作成と合理的配慮要素の検討については、臨床医向けのヒアリング調査を予定している。その際には、主治医が意見書を記載する具体的な状況をイメージすることが必要となるため、今年度作成した事例マンガを役立てることができる。また、今後調査内容を検討する主治医調査の際にも、本事例をもとに、主治医が困難に感じているこ

とについて、質問紙調査またはヒアリングを実施する際に、情報収集をしやすくなるだろう。

本成果物は、臨床医が多く参加する産業医向けの研修会で活用することで、臨床医向けの資料として活用できる可能性がある。次年度、そのような研修会の機会があれば、本成果物を活用し、可能であれば、感想などを収集して内容の改善を行いたいと考えている。

## E. 結論

両立支援に必要な主治医意見書の作成に不慣れな臨床医を対象に、作成の方法を具体的にイメージしてもらうための資料として事例マンガを作成した。次年度の本分担研究である入力フォーマットの作成、合理的配慮要素の検討、主治医調査に資する資料の準備ができた。

## F. 健康危険情報

該当せず。

## G. 研究発表

### 1. 論文発表

なし

### 2. 学会発表

なし

## H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

該当せず。

## I. 文献

厚生労働省. 事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン. 企業・医療機関連携のためのマニュアル（事例編）. 【難病】事例 1. 2021.

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000608633.pdf>

こめ A さんは、従業員数が 100 名ほどの印刷工場に勤務する 30 歳代女性である。会社は営業部、製造部、管理部からなる。A さんは総勢 5 名の管理部に所属し、経理関係の仕事を 1 人で担当している。

所定労働時間は 8 時 30 分～17 時 30 分（休憩 1 時間、週 5 日間）であり、繁忙期には 1 か月当たり時間外労働時間が 45 時間程度、休日出勤も 2 日程度ある。通勤は公共交通機関を使っている。

A さんが勤務する事業場は産業医を選任している。

職場の同僚が異動をしたため、忙しい日を過ごしていた A さんは、1 週間ほど前から微熱が続くようになっていました。また、体のだるさや口内炎も続いていましたが、疲れのせいだろうと思って、時期に良くなるだろうと思って様子を見ていました。しかし、症状がなかなか改善せず、息苦しさなども出てきたため、近くのクリニックを受診すると、担当医から膠原病の可能性あるということで、専門の外来のある大学病院を紹介され、その日のうちに受診しました。そこで、SLE と診断されて、緊急入院となり、治療が開始されました。治療の経過中に右足に大腿骨頭壊死を発症しました。

約 3 ヶ月間の入院生活で、幸いにも完解を迎えることができました。退院後、約 1 ヶ月間自宅療養をし、そろそろ復職のことを考えるようになっていました。上司や人事担当者からは、体調が落ち着いて、復職のことを考えるようになったら、まず、産業医と面談をしてもらうので、連絡をしてほしいと言われていました。A さんの会社では 1.5 年間休職できます。退院して 2 カ月が経過して、一日の活動量や体力も、入院前のレベルに戻ってきて、杖歩行についても慣れてきました。何回か会社近くまで電車を使った通勤経路を試してみましたが、ゆっくりであれば問題なく駅の階段の昇降もできました。この間も月に 1 回程度、上司に現状を報告していたが、復職について相談をしたいと伝えた。月に 1 回通院していたが、主治医からも職場復帰については承諾してもらっていて、会社と復職について話し合いをする許可をもらっていた。

産業医との面談では、現在の体調を確認され、上司や人事の同席のもとでさらに話し合いを行い、まずは主治医宛の勤務情報提供書※1 が作成され、主治医に渡すように言われた。

（※1 勤務情報提供書は添付）

#### 【主治医との外来】

主治医	A さん、外来 12 番にお入りください。
A	こんにちは。よろしくお願いします。
主治医	調子はどうですか？
A	調子は安定しています。足の痛みもだいぶ軽快して来ました。先日は、久し

	ぶりに会社に行きました。電車を使って行きましたが、駅ではエレベーターを使って、問題なく職場にまでたどり着けました。会社は、2階の事務所まで階段を使いましたが、手すりを使えば、杖を使いながら登り、降りには問題なくできました。
主治医	Aさんの職場はどこにありますか？
A	〇〇駅から徒歩で10分ぐらいのところですよ。途中で歩道橋がありますが、同じく問題なくできました。
主治医	良く分かりました。まずは、問題なく通勤できそうで良かったですね。会談の昇降や長距離の歩行は、大腿骨頭に負担が来るので、くれぐれも無理をしないようにしてくださいね。それでは、次にAさんのお仕事の内容を聞かせて下さい。
A	経理の仕事でデスクワークが主ですが、3ヵ月に1回の会計の締め時には倉庫から書類を持ち出す必要があります。
主治医	その書類はどの程度の重さですか？
A	段ボールがひと箱を3往復ぐらいします。ひと箱10kg程度でしょうか。
主治医	それは今のAさんには難しいですね。外での仕事はありますか？
A	基本的にはありません。
主治医	日差しを浴びることはありますか？
A	夕方はちょうど西日が入ってきます。
主治医	そうですね。直射日光に当たるのは、Aさんにはあまり良くありませんね。その他に、重量物を持ったり、長距離歩行したり、頻繁に階段を使ったりすることはありますか？
A	そのようなことはありません。
主治医	その他に何か仕事を開始するにあたって心配なことはありますか？
A	そうですね。体力が持つか心配です。少し疲れやすくなっているんです。それと、今でもステロイドを内服しているので感染のことも心配です。
主治医	そうですね。SLEに罹患されて復職される方は多くは体力的な不安を抱えていらっしゃると思います。Aさんの会社は、時短勤務があるようですので、半日勤務からお願いしましょう。それと、最初は通勤ラッシュの時間を避けて通勤ができるように時差勤務もお願いしてみましょ。西日にあたるのもあまり良くないので、席替えについても検討してもらえようをお願いをしてみようと思います。感染のリスクについては今のステロイドへの内服量であれば、高くはないので心配はいりません。ただ、マスクの着用や手洗い、うがいはお願いしますね。就業時間については体調を見ながら徐々に延ばしてくださいね。
A	ありがとうございます。そのように記載してもらえると助かります。

コメントの追加 [HE1]: 合理的配慮に関するやり取りです。主治医から会社への依頼事項です。企業が応じてくれないから「復職不可」とすることはありません。

主治医	先ほど申し上げたことの細かい点は、私からの意見を参考にして、Aさんと会社の間で、産業医の先生にも入ってもらって相談して決めて下さい。
A	分かりました。
主治医	ただし、Aさんの病状では絶対にしてはいけないことがあります。それは、大腿骨頭壊死を悪化させるリスクの高い重量物の取扱いです。重量物の取扱いについては主治医として禁止します。よろしいですか。
A	分かりました。
主治医	それと、どうしてもストレスがかかると症状が不安定になる方がいらっしゃいますので、病状が急に悪化して入院することも追記しておきますね。 では、次の受診は1か月後になりますが、何かお聞きになりたいことはありますか。
A	特にありません。来週会社の産業医と面談予定ですので、先生からの意見書を持参するようにします。
主治医	復職の時期については会社と産業医と相談して決めてもらえればと思います が、くれぐれも無理をしないようにしてくださいね。何かあれば、予約が無くても来院してください。意見書※2は明日までには作成をして受付に渡しておくので、明後日以降に取りに来てください。
A	ありがとうございました。無理しないように頑張ります。

コメントの追加 [HE2]: 合理的配慮についてのやり取りです、

コメントの追加 [HE3]: 症状の悪化が医学的に予見可能な業務については、安全配慮義務の点から「禁止」します。この部分は安全配慮義務についてのやり取りです。

コメントの追加 [HE4]: これは合理的配慮についてのコメントです。

※2 主治医意見書⇒添付

最後に見開き1ページ程度でテキストベースの説明を追記

- ・勤務情報提供書
- ・主治医意見書
- ・合理的配慮

## 令和2年度分担報告書\_資料①

Aさんは、従業員数が100名ほどの印刷工場に勤務する30歳代女性である。会社は営業部、製造部、管理部からなる。Aさんは総勢5名の管理部に所属し、経理関係の仕事を1人で担当している。

所定労働時間は8時30分～17時30分（休憩1時間、週5日間）であり、繁忙期には1か月当たり時間外労働時間が45時間程度、休日出勤も2日程度ある。通勤は公共交通機関を使っている。

Aさんが勤務する事業場は産業医を選任している。

職場の同僚が異動をしたため、忙しい日を過ごしていたAさんは、1週間ほど前から微熱が続くようになっていました。また、体のだるさや口内炎も続いていましたが、疲れのせいだろうと思って、時期に良くなるだろうと思って様子を見ていました。しかし、症状がなかなか改善せず、息苦しさなども出てきたため、近くのクリニックを受診すると、担当医から膠原病の可能性あるということで、専門の外来のある大学病院を紹介され、その日のうちに受診しました。そこで、SLEと診断されて、緊急入院となり、治療が開始されました。治療の経過中に右足に大腿骨頭壊死を発症しました。

約3ヵ月間の入院生活で、幸いにも完解を迎えることができました。退院後、約1ヵ月間自宅療養をし、そろそろ復職のことを考えるようになっていました。上司や人事担当者からは、体調が落ち着いて、復職のことを考えるようになったら、まず、産業医と面談をしてもらうので、連絡をしてほしいと言われていました。Aさんの会社では1.5年間休職できます。退院して2ヵ月が経過して、一日の活動量や体力も、入院前のレベルに戻ってきて、杖歩行についても慣れてきました。何回か会社近くまで電車を使った通勤経路を試してみましたが、ゆっくりであれば問題なく駅の階段の昇降もできました。この間も月に1回程度、上司に現状を報告していたが、復職について相談をしたいと伝えた。月に1回通院していたが、主治医からも職場復帰については承諾してもらっていて、会社と復職について話し合いをする許可をもらっていた。

産業医との面談では、現在の体調を確認され、上司や人事の同席のもとでさらに話し合いを行い、まずは主治医宛の勤務情報提供書※1が作成され、主治医に渡すように言われた。

（※1 勤務情報提供書は添付）

【主治医との外来】

令和 2 年度分担報告書\_資料①

主治医	A さん、外来 12 番にお入りください。
A	こんにちは。よろしくお願いします。
主治医	調子はどうですか？
A	調子は安定しています。足の痛みもだいぶ軽快して来ました。先日は、久しぶりに会社に行きました。電車を使って行きましたが、駅ではエレベーターを使って、問題なく職場にまでたどり着けました。会社は、2 階の事務所まで階段を使いましたが、手すりを使えば、杖を使いながら登り、降りは問題なくできました。
主治医	A さんの職場はどこにありますか？
A	〇〇駅から徒歩で 10 分ぐらいのところですよ。途中で歩道橋がありますが、同じく問題なくできました。
主治医	良く分かりました。まずは、問題なく通勤できそうで良かったですね。会談の昇降や長距離の歩行は、大腿骨頭に負担が来るので、くれぐれも無理をしないようにしてくださいね。それでは、次に A さんのお仕事の内容を聞かせて下さい。
A	経理の仕事でデスクワークが主ですが、3 カ月に 1 回の会計の締め時には倉庫から書類を持ち出す必要があります。
主治医	その書類はどの程度の重さですか？
A	段ボールがひと箱を 3 往復ぐらいします。ひと箱 10kg 程度でしょうか。
主治医	それは今の A さんには難しいですね。外での仕事はありますか。
A	基本的にはありません。
主治医	日差しを浴びることはありますか。
A	夕方はちょうど西日が入ってきます。
主治医	そうですね。直射日光に当たるのは、A さんにはあまり良くありませんね。その他に、重量物を持ったり、長距離歩行したり、頻繁に階段を使ったりすることはありますか。
A	そのようなことはありません。
主治医	その他に何か仕事を開始するにあたって心配なことはありますか。
A	そうですね。体力が持つか心配です。少し疲れやすくなっているので。それと、今でもステロイドを内服しているので感染のことも心配です。
主治医	そうですね。SLE に罹患されて復職される方は多くは体力的な不安を抱えて



令和2年度分担報告書\_資料①

	いらっしゃいます。Aさんの会社は、時短勤務があるようですので、半日勤務からお願いしましょうか。それと、最初は通勤ラッシュの時間を避けて通勤ができるように時差勤務もお願いしてみましよう。西日にあたるのもあまり良くないので、席替えについても検討してもらえるようお願いをしてみようと思います。感染のリスクについては今のステロイドへの内服量であれば、高くはないので心配はいりません。ただ、マスクの着用や手洗い、うがいはお願いしますね。就業時間については体調を見ながら徐々に延ばしてくださいね。
A	ありがとうございます。そのように記載してもらえると助かります。
主治医	先ほど申し上げたことの細かい点は、私からの意見を参考にして、Aさんと会社の間で、産業医の先生にも入ってもらって相談して決めて下さい。
A	分かりました。
主治医	ただし、Aさんの病状では絶対にしてはいけないことがあります。それは、大腿骨頭壊死を悪化させるリスクの高い重量物の取扱いです。重量物の取扱いについては主治医として禁止します。よろしいですか。
A	分かりました。
主治医	それと、どうしてもストレスがかかると症状が不安定になる方がいらっしゃいますので、病状が急に悪化して入院することも追記しておきますね。 では、次の受診は1か月後になりますが、何かお聞きになりたいことはありますか。
A	特にありません。来週会社の産業医と面談予定ですので、先生からの意見書を持参するようにします。
主治医	復職の時期については会社と産業医と相談して決めてもらえればと思います が、くれぐれも無理をしないようにしてくださいね。何かあれば、予約が無くても来院してください。意見書※2は明日までには作成をして受付に渡し ておくので、明後日以降に取りに来てください。
A	ありがとうございました。無理しないように頑張ります。

コメントの追加 [HE1]: 合理的配慮に関するやり取りです。主治医から会社への依頼事項です。企業が応じてくれないから「復職不可」とすることはありません。

コメントの追加 [HE2]: 合理的配慮についてのやり取りです、

コメントの追加 [HE3]: 症状の悪化が医学的に予見可能な業務については、安全配慮義務の点から「禁止」します。この部分は安全配慮義務についてのやり取りです。

コメントの追加 [HE4]: これは合理的配慮についてのコメントです。

※2 主治医意見書⇒添付

最後に見開き1ページ程度でテキストベースの説明を追記

・勤務情報提供書 ・主治医意見書 ・合理的配慮

## 勤務情報を主治医に提供する際の様式例

(主治医所属・氏名) 先生

今後の就業継続の可否、業務の内容について職場で配慮したほうがよいことなどについて、先生にご意見をいただくための従業員の勤務に関する情報です。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

従業員氏名		生年月日	年	月	日
住所					
職 種	事務職員				
職務内容	(作業場所・作業内容) 〔 コンピューターを使った経理業務で、デスクワークです。 4半期末(3、6、9、12月)が繁忙期です。 〕 <input type="checkbox"/> 体を使う作業(重作業) <input type="checkbox"/> 体を使う作業(軽作業) <input type="checkbox"/> 長時間立位 <input type="checkbox"/> 暑熱場所での作業 <input type="checkbox"/> 寒冷場所での作業 <input type="checkbox"/> 高所作業 <input type="checkbox"/> 車の運転 <input type="checkbox"/> 機械の運転・操作 <input type="checkbox"/> 対人業務 <input type="checkbox"/> 遠隔地出張(国内) <input type="checkbox"/> 海外出張 <input type="checkbox"/> 単身赴任				
勤務形態	<input checked="" type="checkbox"/> 常雇勤務 <input type="checkbox"/> 二交替勤務 <input type="checkbox"/> 三交替勤務 <input type="checkbox"/> その他( )				
勤務時間	8時30分～17時30分(休憩1時間。週5日間。) (時間外・休日労働の状況:繁忙期には月間の残業時間が45時間程度で、休日出勤も2日程度あります。) (国内・海外出張の状況:特にありません。)				
通勤方法 通勤時間	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 公共交通機関(着座可能) <input type="checkbox"/> 公共交通機関(着座不可能) <input checked="" type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他( ) 通勤時間:15分				
休業可能期間	X+1年9月30日まで(18ヵ月間) (給与支給 <input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し 傷病手当金66%(賞与無し) )				
有給休暇日数	残 20 日間				
その他 特記事項	産業医は月に1回(毎月第4木曜日・午後)に出務します。 健康面や職場での治療と仕事の両立のための配慮にあたり、以下の点についてご教示ください。 ・安全配慮義務上、配慮しなければならない業務はありますか。 ・就業(デスクワークや外勤)の継続の可否 ・今後出現する可能性のある症状とその見通し ・就業(デスクワーク、外勤、出張、残業、休日出勤等)の病状への影響の可能性 ・就業時間や残業時間の制限等の就業上の配慮事項 ・症状や治療(副作用等)の仕事への影響や職場での留意事項				

令和2年度分担報告書\_資料①

	<ul style="list-style-type: none"><li>• 入院の可能性</li><li>• 通院の頻度や治療期間の見通し</li><li>• その他就業上で配慮すべき点</li></ul>
利用可能な 制度	<input checked="" type="checkbox"/> 時間単位の年次有給休暇 <input checked="" type="checkbox"/> 傷病休暇・病欠休暇 <input checked="" type="checkbox"/> 時差出勤制度 <input checked="" type="checkbox"/> 短時間勤務制度 <input type="checkbox"/> 在宅勤務（テレワーク） <input checked="" type="checkbox"/> 試し出勤制度 <input type="checkbox"/> その他（ ）

上記内容を確認しました。

平成 年 月 日 （本人署名） \_\_\_\_\_

平成 年 月 日 （会社名）

治療の状況や就業継続の可否等について主治医の意見を求める際の様式例  
(診断書と兼用)

患者氏名		生年月日	年	月	日
住所					

病名	
現在の症状	(通勤や業務遂行に影響を及ぼし得る症状や薬の副作用等)
治療の予定	(入院治療・通院治療の必要性、今後のスケジュール(半年間、月1回の通院が必要、等))
退院後/治療中の就業継続の可否	<input type="checkbox"/> 可 (職務の健康への悪影響は見込まれない) <input type="checkbox"/> 条件付きで可(就業上の措置があれば可能) <input type="checkbox"/> 現時点で不可(療養の継続が望ましい)
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと(望ましい就業上の措置)	例:重いものを持たない、暑い場所での作業は避ける、車の運転は不可、残業を避ける、長期の出張や海外出張は避ける など 注)提供された勤務情報を踏まえて、医学的見地から必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。
その他配慮事項	例:通院時間を確保する、休憩場所を確保する など 注)治療のために必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。
上記の措置期間	年 月 日 ~ 年 月 日

上記内容を確認しました。 平成 年 月 日 (本人署名) _____
---------------------------------------

上記のとおり、診断し、就業継続の可否等に関する意見を提出します。

平成 年 月 日 (主治医署名) \_\_\_\_\_

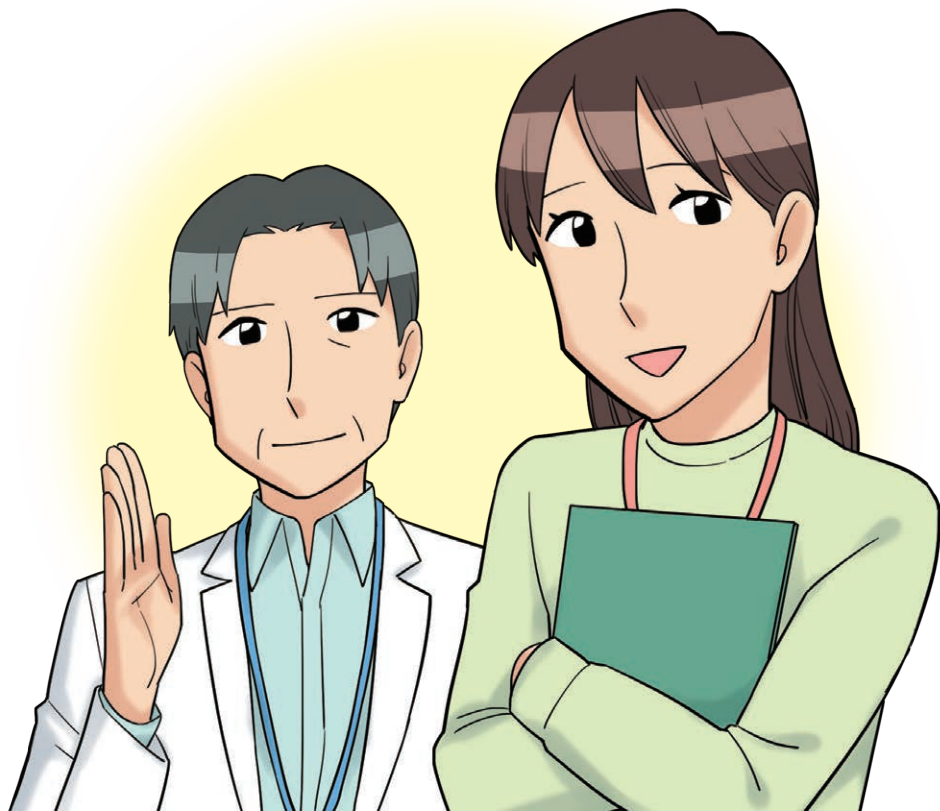
(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなく治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用するものです。この書類は、患者本人から会社に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

中小企業における

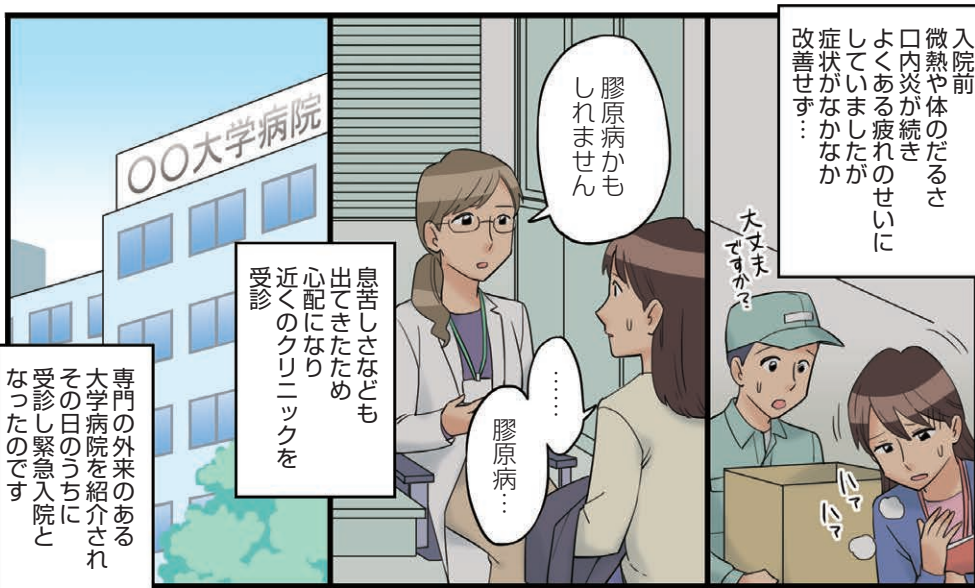
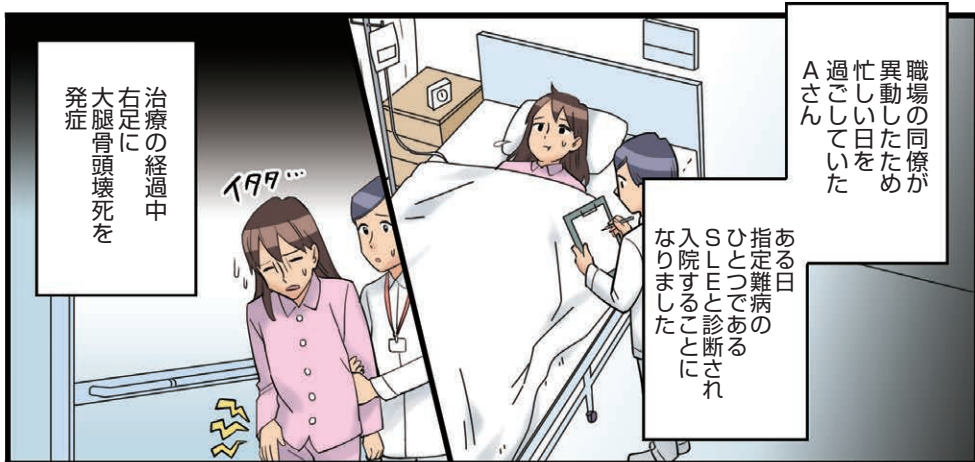
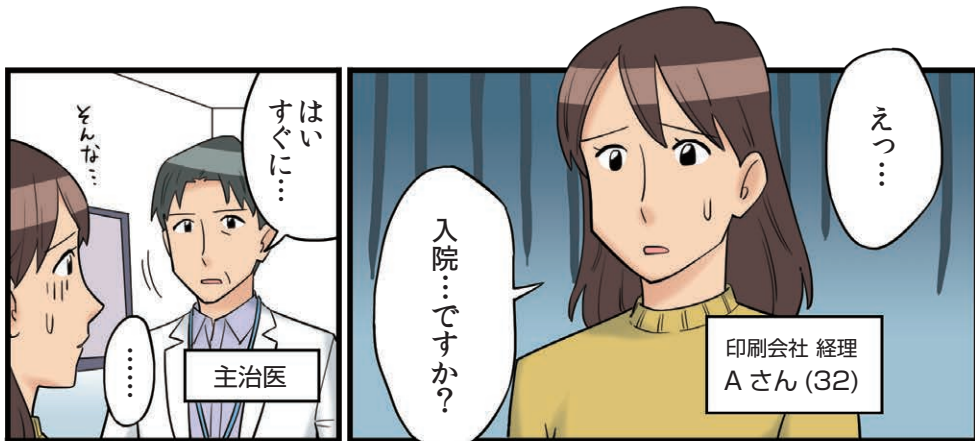
治療と仕事の

# 両立支援のススメ

Vol.4 ～主治医と患者のコミュニケーション～



本書の作成は、令和2年度厚生労働省厚生労働科学研究費労働安全衛生総合研究事業「医療機関における治療と仕事の両立支援の推進に資する研究」(研究代表者:立石清一郎)の助成によって行われた。



## 治療を続けながら働くために。

近年、治療を続けながら働き続けたいと考える労働者が増加しています。

治療と仕事の両立を支援するためには、勤務先の状況を考慮した主治医からの意見が不可欠です。

一人でも多くの労働者が

治療を続けながら仕事が継続できるように主治医の立場からのご支援をよろしくお願いします。



お願い  
しまーす

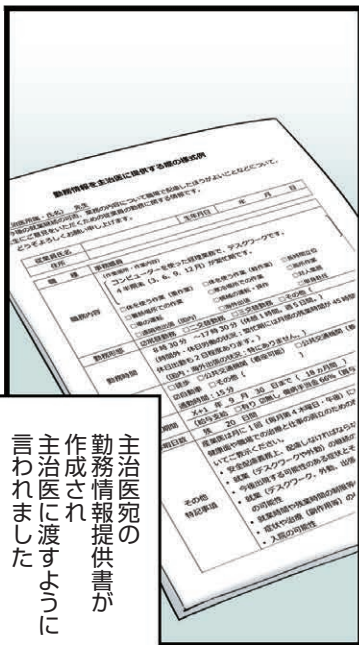
Aさんは  
管理部に所属し  
経理関係の仕事  
を1人で担当して  
いました

Aさんが勤める印刷会社は  
従業員数が10名ほどで  
営業部・製造部・管理部  
という3つの部署で  
構成されており



繁忙期には  
月当たりの  
時間外労働時間が  
45時間程度  
休日出勤も  
2日程度ありました

所定労働時間は  
8時30分17時30分  
うち休憩1時間  
週5日間勤務



主治医宛の  
勤務情報提供書が  
作成され  
主治医に渡すように  
言われました

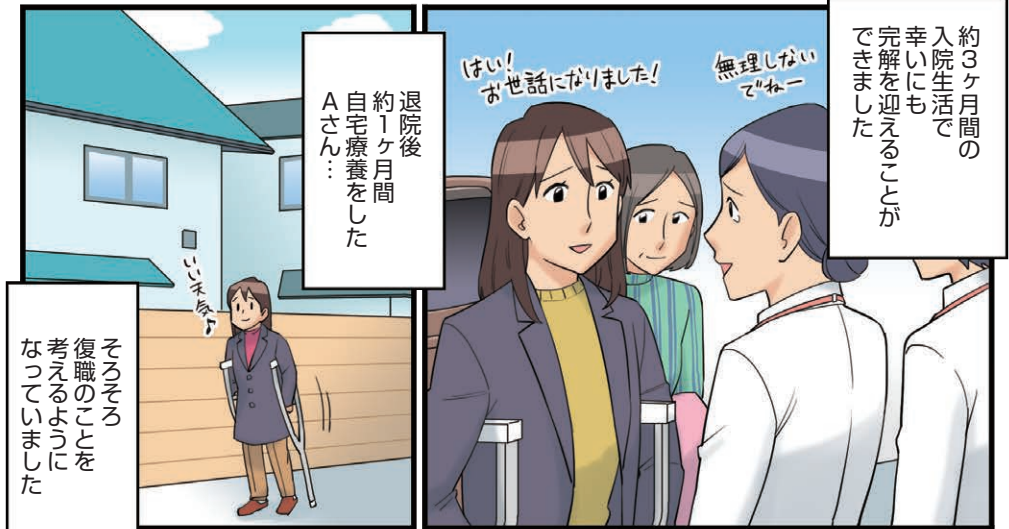


上司

産業医

人事

産業医との面談では  
現在の体調を確認され  
上司や人事の  
同席のもとで  
さらに話し合いを行い

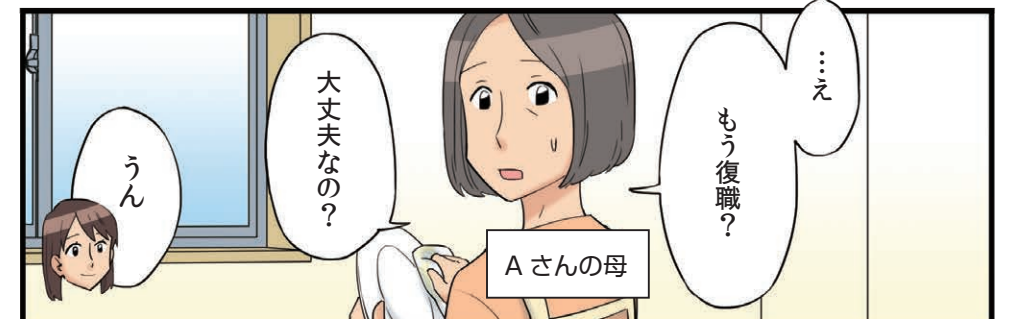


退院後  
約1ヶ月間  
自宅療養をした  
Aさん：

はい！  
お世話になりました！  
無理しないでねー

約3ヶ月間の  
入院生活で  
幸いにも  
完解を迎えることが  
できました

そろそろ  
復職のことを  
考えるように  
なっていました



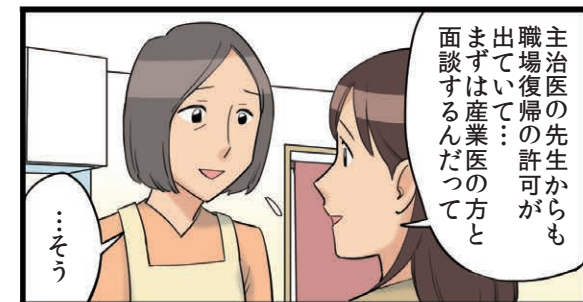
うん

大丈夫なの？

Aさんの母

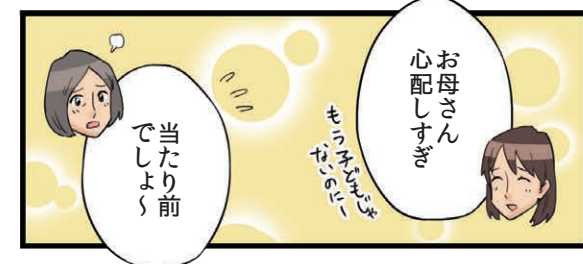
もう復職？

…え



…そう

主治医の先生からも  
職場復帰の許可が  
出ていて…  
まずは産業医の方と  
面談するんだって



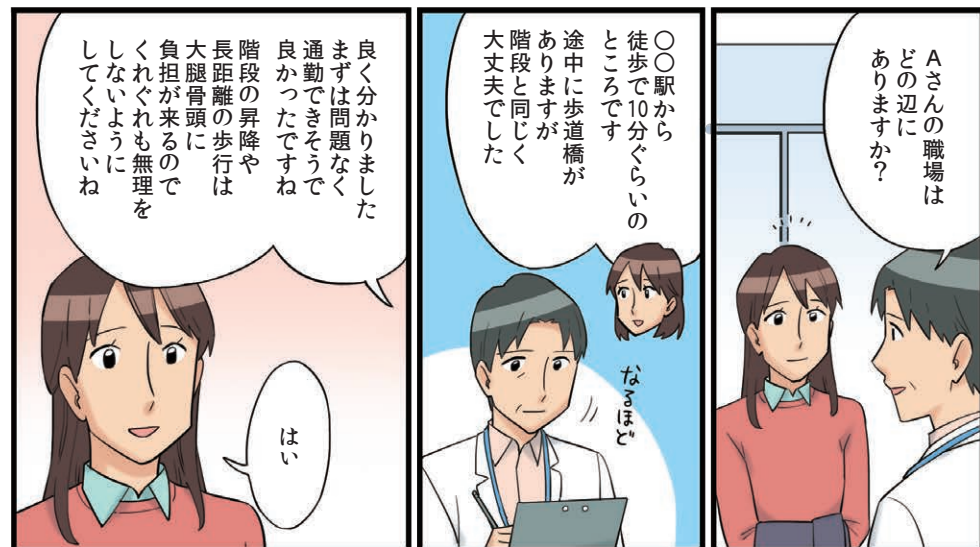
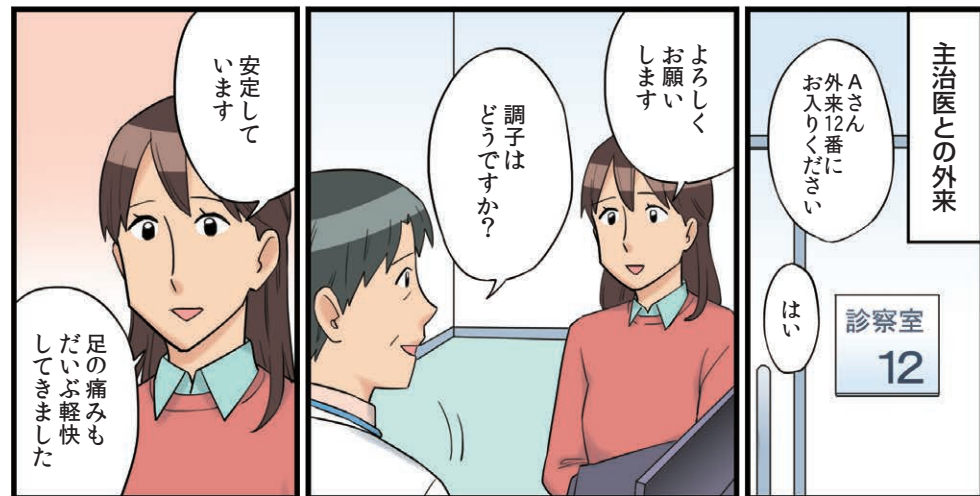
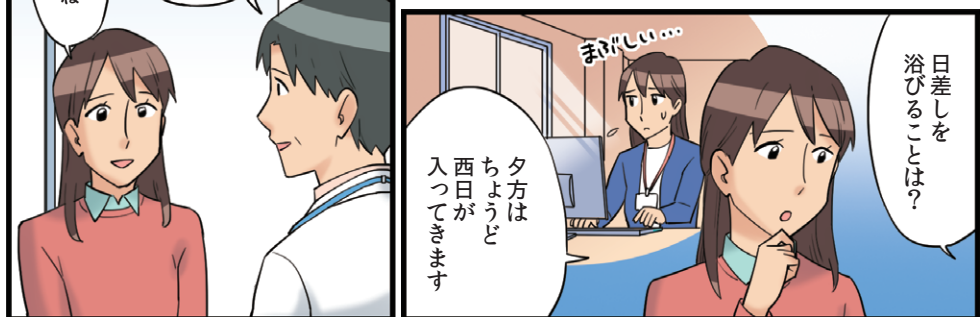
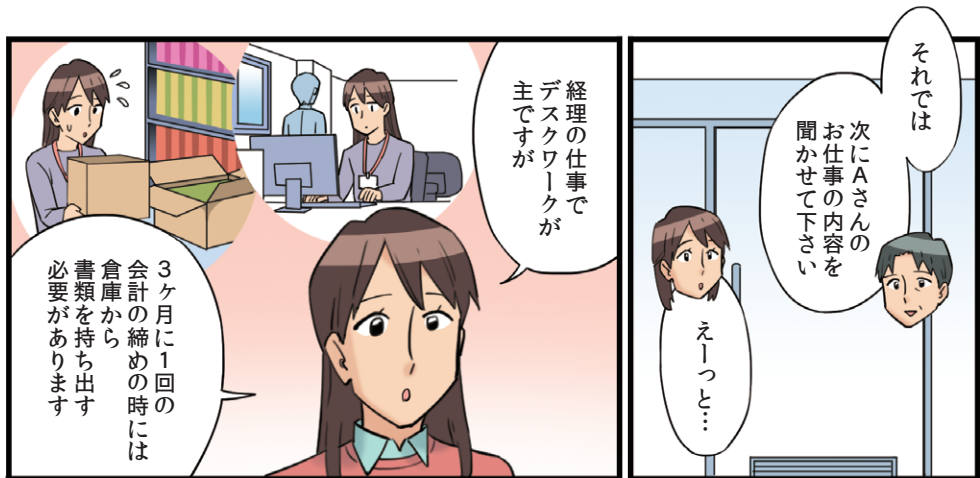
当たり前  
でしょ

お母さん  
心配すぎ

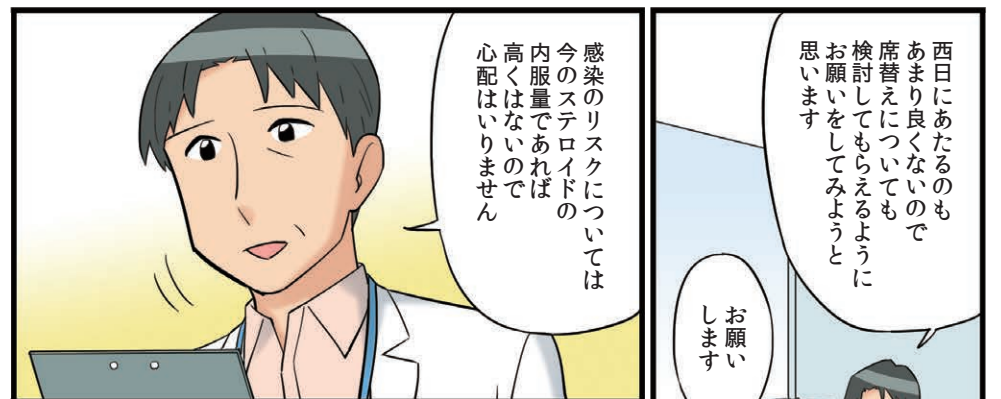
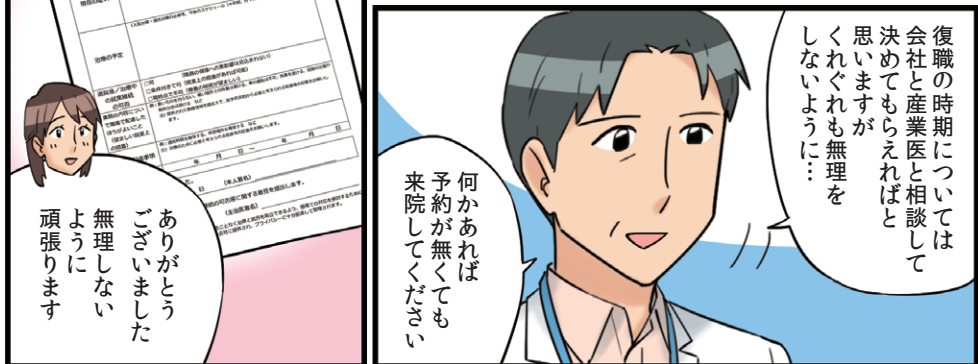
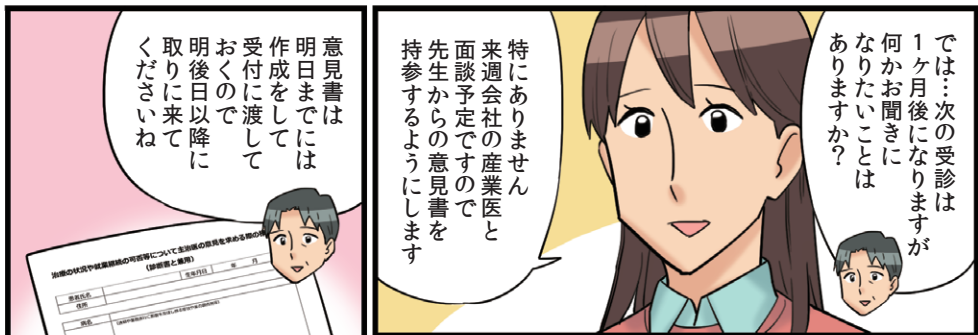
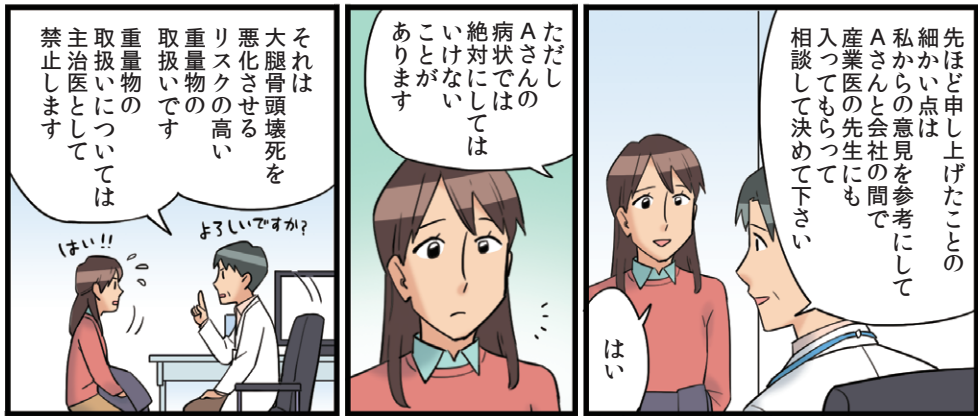


体力や  
1日の運動量も  
入院前と  
同じくらいまで  
回復したし

ゆっくりなら  
階段の登り降りも  
問題なくできたよ







# 漫画に登場する主な用語集

## 全身性エリテマトーデス (SLE) とは

全身性エリテマトーデスは、関節、腎臓、皮膚、粘膜、血管の壁に起こる慢性かつ炎症性の自己免疫結合組織疾患です。そのため、関節、神経系、血液、皮膚、腎臓、消化管、肺、その他の組織や臓器に問題が発生します。指定難病の一つです。詳しくは以下のURLでご確認下さい。

<https://www.nanbyou.or.jp/entry/53>

## 安全配慮義務とは

安全配慮義務とは、労働契約法に明記され「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする」とされています。病気と仕事との関係においては、就業により病気になる、就業により病気が悪化することが分かっている場合、病気になったり、もしくは病気が悪化することを防ぐように配慮することが求められています。そのため、主治医は、事業者から「この労働者が、自然経過を超えて病気が悪化せず働くことができるか」という質問に対して意見を述べる事が期待されます。

## 主治医意見書を作成する際の留意点

主治医意見書を作成するための患者さんへの問診は、の際は以下の2点に留意しましょう。

### 1. 主治医としては安全上絶対に許可できない、就業制限が必要な作業

#### ポイント

#### 1 仕事が持病を悪化させる恐れのある場合

就業が労働者の健康や疾病経過に悪い影響を与えると予見される場合に実施される措置です。この類型は、労働安全衛生法、および労働安全衛生規則第六十一条にある「就業で病勢が著しく増悪する」際実施される「病者の就業禁止」の考え方に基づき、就業禁止だけでなく、就業措置全般への適用を意図するものです。この措置を講じる際には、臨床的な判断が必要と考えられます。

例)

- ・心不全のある労働者に対して過度な重筋作業を禁止する
- ・重度の高血圧未治療者に対して、深夜勤務を禁止する
- ・腰痛のある労働者の重筋作業を禁止する
- ・職場不適応によるメンタルヘルス不全者の配置転換を行う



#### 2 事故・災害リスクの予防

ある特定の疾患によって特徴的に発症確率が高まるとされる事態が生じた際に、随伴して発生する可能性のある事故を予防する目的で就業制限を行います。特に突然死や失神などの意識障害が併発するような疾患に適応されます。また、疾患に関連して生じる可能性のある災害、事故、大規模災害などに備えるための企業リスク管理としての観点を含むものです。

例)

- ・てんかんのある労働者の運転作業を禁止する
- ・糖尿病コントロールの不良の労働者の高所・暑熱作業を禁止する
- ・今回の話では、「ただし、Aさんの病状では絶対にしてはいけないことがあります」と主治医が言っている点です。

## 2. 絶対に許可ができない程度ではないが、できれば配慮した方が良い作業

#### ポイント

1 医学的に予見できるほどではないが、その配慮を行うことでより就業の継続がしやすくなるような配慮です。

2 勤務先や職場環境などの影響を受けます(ある職場では配慮可能だが、他の職場では配慮が難しいといったことがあります)。

例) 時短勤務制度を活用して半日勤務から開始する、感染リスクを低減するためラッシュ時間帯を避けた通勤時間を提案する、疲労が出たときに休憩できるように近くに椅子を準備する、等

今回の話では、「Aさんの会社は時短勤務があるようですので半日勤務からお願いしましょうか」「それと最初は通勤ラッシュの時間を避けて通勤ができるように時差勤務もお願いしてみましょう」と主治医が言っている点です。



#### 参考資料

- ・治療と仕事の両立支援に関する厚生労働省のホームページです。主治医意見書の具主治医意見書の具体的な記載方法について説明がなされています。  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>
- ・治療と仕事の両立支援については、これまで多くの研究が行われてきています。こちらのホームページには多くの成果がまとめられています。  
<http://www.med.kitasato-u.ac.jp/~publichealth/bs/reference.html>
- ・～労働者が安心して働けるために～医師のための就業支援判定NAVI～主治医意見書を作成する際に役立つ豊富な情報が記載されています。  
<http://ohtc.med.uoeh-u.ac.jp/syugyohantei/ruikei.html>



責任編集

江口尚(産業医科大学産業生態科学研究所産業精神保健学研究室)

発行：2021年3月

デザイン・印刷：第一資料印刷株式会社